

朝霞市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

朝霞市公平委員会委員長 藤原 ユキ子

管理職員等の範囲を定める規則（平成19年朝霞市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「専門員」を「副主幹」に改め、同表市長部局の項中「長、室長」の次に「（係長に相当する職を除く。）」を加え、同表農業委員会事務局の項中「事務局次長」の次に「、副主幹」を加える。

別表第2中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。